

「第3回旭川医科大学有識者委員会議事概要」

日 時：令和2年8月20日（木）14：00～17：07

場 所：旭川医科大学第二会議室

出席者：（委員） 仁科秀隆（弁護士，中村・角田・松本法律事務所所属）

三谷 庸（旭川医科大学学長アドバイザー）

古川博之（旭川医科大学病院長）

（オブザーバー）

福田俊彦（旭川医科大学顧問弁護士，マイル法律事務所所属）

議 事：

兼業に関する現行制度の概要等について大学から報告があった後，仁科委員の進行により，兼業規制の見直しについて議論された。議事概要は，以下のとおりである。

- ・ 兼業の区分として，現状では，長期兼業（継続的，定期的な兼業）と短期兼業（1日限りのもの，又は2日以上6日以内で総従事時間数が10時間未満の兼業）とがある。しかし，職員の就業管理という点では，長期兼業と短期兼業の区分をせず，一体的に兼業時間を管理する方が望ましいのではないか。
- ・ 兼業に係る時間について，移動時間も大学における業務に従事していないという意味では兼業先での勤務時間と同じであること及び職員の健康管理を考慮すると，兼業先との往復の移動時間も含めた方が良いのではないか。
- ・ 北海道という地理的な範囲の広さ及び移動時間の長さに鑑みると，移動に長時間を費やす兼業も多くなり，職員の疲労の蓄積にも繋がりがねないため，従来の兼業規制のような週8時間以内といった制限とするのではなく，月単位での時間制限とすることで，ある程度まとまった時間での兼業が可能となり，頻繁な移動を抑えることができるのではないか。また，時間制限については全学統一のルールとするべきであるが，地域医療を維持するために必要な医師の派遣のような公的な必要性の強い事案については，大学本部の判断による個別的な対応が必要な場合も出てくるのではないか。
- ・ 兼業の報酬額については，兼業にも様々な態様のものがあることから，一回あたりの上限を設けるのではなく，総額を制限する規制を設けるのが望ましいのではないか。
- ・ 診療に係る兼業先については，大学の施策や方針として，ある程度地域を限定することも考えられるのではないか。ただし，地域医療を維持するために必要な医師の派遣については，大学本部の判断による個別的な対応が必要な場合も出てくるのではないか。
- ・ 兼業申請には，兼業先との契約書等を添付することを必須として，どのような条件で大学が兼業を許可したかについては，大学本部から兼業先の機関に送付することとしてはどうか。